

令和元年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

日時：令和2年1月15日（水）

10時～11時18分

場所：ルポールみずほ「ききょう」

【出席者】

（審議会委員）

五十嵐知規委員、石井有良委員、石川博康委員、伊藤英紀委員、織田栄子委員、小野寺恵子委員、川嶋真諒委員、児玉長榮委員、小林儀貴委員、佐川喜一委員、柴田一宏委員、高橋恭康委員、高橋清好委員、土肥良三委員、時田博委員、森和彦委員（16名）

（県）

諸富健康福祉部長、須田健康福祉部社会福祉監、小柳健康福祉部次長、畠山健康福祉部次長、佐藤福祉政策課長、藤原地域・家庭福祉課長、奈良長寿社会課長、松井国保・医療指導室長、高橋障害福祉課長、三浦保健・疾病対策課長、水澤次世代・女性活躍支援課長、鈴木幼保推進課長

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

本日は、お忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。

さて、年が明け、2020年となった。2020年と言えば、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、社会福祉審議会の委員の皆様におかれては、パラリンピックに注目されているのではないかと思います。秋田では、秋田きらり支援学校の菅原紘汰さんが競泳の競技に出場できるかどうかというところだ。先日大会が開催され、自己記録を大幅に縮めたが、残念ながら標準記録にはまだ足りなかった。3月の大会がラストチャンスのようなので、ぜひとも出場を目指して頑張っていただきたいと思っている。菅原選手の他にも、秋田県注目の選手としては、バドミントンの北都銀行のナガマツペアがいるが、いずれにせよ、秋田県でもオリンピック・パラリンピックを機に障害あるいは障害者への理解がより一層深まることを期待したい。

さて、国では、全世代型社会保障について検討が進められているところである。少子高齢化が進む本県においては、「持続可能性の高い介護提供体制の構築」が重要な課題であるため、県としては、特に介護人材の確保対策を効果的に進めたいと考えている。

また、本県では、昨年11月に「児童虐待防止宣言」を策定した。児童虐待相談対応件数は年々増加しているが、当該宣言を契機とし、改めて児童虐待防止についての取組の強化を図るとともに、被虐待児童や社会的養護が必要な子どもたちへの支援など、一連の子ども対策の充実に力をいれて取り組んでまいりたい。

本日は、今年度内の策定に向けて現在検討を進めている5つの計画についてご審議いた

だくこととしている。いずれの計画もこれからの秋田を担う子どもたちや厳しい環境に置かれている方々に関わる重要な計画であり、12月議会に素案を上程してご検討いただき、様々なご意見をいただいている。審議会の場においても、それぞれのお立場から率直なご意見をいただけたらありがたいと考えている。

また、議題のほかにも現在の県の施策に対するご意見や日頃感じていることなどについても忌憚なくご発言いただき、有意義な会議になればと思っている。

本日はよろしくお願い申し上げます。

3 委員の紹介

新任委員（1名）を紹介した。

また、秋田県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを報告した。

4 報告

（1）各専門分科会・部会の開催状況について

資料1に基づき各分科会長・部会長又は所属委員から報告した。

①民生委員審査専門分科会（高橋清好委員）

民生委員審査専門分科会は、平成31年3月19日と令和元年9月20日の2回開催した。

3月19日に開催した分科会では、令和元年12月1日に実施された民生委員・児童委員の一斉改選に向けた候補者の選任基準や審査方針について協議した。協議の結果、選任基準の一つである年齢の上限について、引き続き区域担当は原則75歳未満、主任児童委員は原則65歳未満とした。

それを受けて、9月20日の分科会では、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦があった民生委員・児童委員候補者の審査を行い、候補者全員について適任とした。なお、推薦した候補者2,550名については、12月1日付けで厚生労働大臣から民生委員・児童委員の委嘱を受けている。一部の市町村で欠員が生じているが、早期に解消すべく、各市町村において候補者選定作業を進めているところである。

また、民生委員・児童委員の市町村ごとの定数は、厚生労働省が定める参酌基準により、秋田県民生委員の定数を定める条例で定めている。平成28年に実施された条例改正の時点と比較すると、区域担当で大館市と横手市で3名の増員、美郷町で1名の減員となっている。全県から中核市を除いた24市町村、合計で区域担当が2,433名、主任児童委員が247名となっている。

②身体障害者福祉専門分科会・審査部会（伊藤英紀委員）

身体障害者福祉専門分科会・審査部会は、年4回開催しており、前回の審議会以降は、平成30年12月6日、平成31年3月7日、令和元年6月6日、令和

元年9月5日、令和元年12月5日に開催している。

分科会においては、身体障害者福祉法第15条に規定する身体に障害がある者の状況の診断書を記載する医師の指定に関して審議を行っている。

審査部会においては、身体障害者の障害程度の等級に関して審議を行っている。

件数については、資料に記載されているとおりである。

今後は、今年度4回目の分科会及び審査部会を3月に開催する予定となっている。

③児童福祉専門分科会家庭福祉部会（柴田一宏委員長）

児童福祉専門分科会家庭福祉部会の審議事項は、里親認定の適否や児童相談所が行う児童の児童福祉施設への入所措置等であるが、前回の審議会開催以降、部会を4回開催している。

これらの部会においては、里親認定の適否を審議し、17件・23名の里親希望者について、16件・22名の認定を適当とし、1件・1名について不適当との意見を決定した。

また、法の規定に基づき、一時保護と立入調査の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例等について報告を受けている。

④児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（川嶋真諒委員）

平成30年度に開催した部会では、委員の改選後初めての部会であったため、部会長に山名裕子委員を選出した後、第2期すこやか秋田夢っ子プランに基づく平成29年度の施策の実施状況を審議し、各委員で活発な意見が交換された。

今年度の部会は、これまでに3回開催している。現行の第2期すこやか秋田夢っ子プランが令和元年度で最終年度となることから、国からの各指針の改正内容やこれまでの施策の実施状況を踏まえ、令和2年度から6年度までを計画期間とする次期計画について審議を行っている。

なお、今年度は、2月に第4回部会を開催し、最終案を審議する予定である。

⑤保育所専門分科会（森和彦委員）

保育所専門分科会は、令和元年9月6日に開催し、2点について審議した。

1点目は、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正である。令和元年6月25日に建築基準法が改正され、三階建てで延床面積が200㎡未満の建物については耐火建築物でなくてもよいとされた。保育所の耐火基準は、建築基準法に加え、厚生労働省令の児童福祉施設基準で規定されており、この省令をもとに県が当該条例を定めている。子どもの安全確保の観点から、これまでと同様の基準を維持するように国の省令が改正されたことを踏まえ、条例についても必要な改正を行うこととしたものである。つまり、建築基準法では耐火でなくてもよいとされているが、国の省令と県の条例で耐火にすると改正しようということである。当該条例の基準改正にあたっては、事前に社会福祉審議会から意見を聴取することと規定されており、9月6日に保育所専門分科会が開催さ

れ、全会一致で改正を問題なしとした。この件に関しては、10月8日に県議会で可決、15日に公布・施行という形になっている。

2点目は、秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会設置要綱についてである。「会長の任期終了後、後任の会長が選出されるまでは、なお、その職務を行う」という規定を追加することについて、承認された。この理由は、会長の任期終了後でも、次回の分科会がスムーズに開催できるようにするためである。

⑥地域福祉支援計画専門分科会（高橋清好委員）

地域福祉支援計画専門分科会は、秋田県地域福祉支援計画の策定、進行管理等、地域福祉の推進に関して審議する分科会であり、昨年度は当該計画の諮問のため1回開催している。

委員の改選により、専門分科会長の選任があり、引き続き柴田博委員に分科会長をお願いすることになった。

また、計画策定後の初年度の進行状況について、数値目標や施策の進捗状況を確認するとともに、その内容を踏まえた県の地域福祉に関する現状、課題等を共有している。

委員からは、意見が4つほど出され、1点目として、地域で福祉活動を行う人材について、市町村社会福祉協議会が町内会ごとに1、2名委嘱している「福祉協力員」の地域活動の活性化を図っていくには、情報の共有をしっかりと行っていく必要があるのではないかと意見が出された。

また、介護人材の不足に関して、外国人の受入れ等に積極的に取り組まれてきており、高齢化が進行する中でやはり今後欠かせない存在なのではないかと言われているが、本県でも、現在の介護職と同じように確保・定着・育成を図ることができるような日本語の研修支援やその方々の相談体制の確保などの条件整備を今後行っていく必要があるのではないかという意見が出された。

3点目として、災害時の個別計画の策定について意見が出されている。台風、大雨、地震などの災害では、体力が弱ったお年寄りや障害のある方など、自力で避難が難しい方々をどのように支えていくのかという点である。分科会が開催されたちょうど半年くらい前に西日本豪雨があり、岡山県倉敷市真備町で51名が亡くなった。その中の42名が避難行動要支援者で、自宅の2階にも上がることができずに亡くなっており、防災と福祉の連携の必要性ということで意見が出されたところである。災害対策基本法では、要支援者の名簿の作成を市町村に義務付けており、一人ひとりの個別の避難計画を作ることが求められている。名簿については、ほとんどの自治体が策定しているが、個別計画については、なかなか難しい問題があり、今ひとつ進んでいないという実態があるため、策定の現実的な方法について議論する必要があるのではないかという意見が出されたところである。

それから、今市町村の地域福祉計画の策定支援に力を入れて取り組んでいて、令和5年度末までには全市町村で策定するという目標に向けて進めており、徐々に進んできているところである。市町村が策定する際に、アンケート調査を民間

事業者へ委託するケースも見られるが、策定過程の中で住民の意見を直接聴く機会を設けて、その意見を汲み入れた計画策定となるような取組が必要だという意見が出された。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

- (2) 第3期すこやかあきた夢っ子プランの制定について
資料2により次世代・女性活躍支援課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問やお気づきの点があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

5 議事

- (1) 秋田県再犯防止推進計画について
(2) 第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画について
(3) 第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について
(4) 秋田県社会的養育推進計画について

議事(1)から(4)までについて、資料3から資料7までによりまとめて地域・家庭福祉課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

計画案ごとに、ご意見やご質問をお願いしたい。

- (1) 秋田県再犯防止推進計画について

●森和彦委員

議事に取り上げられた計画の中で、他の子ども等に関する計画に関しては、こちらでも資料等はあるが、資料3に関しては、何が新規事業なのかがよくわからない。全国における再犯者率が、平成18年から上昇しているからこそ、国では再犯防止推進計画を策定したのだと思うが、県の取組の目標は再犯者数を6年間で20%以上減とするとしており、人数にすると年間15人くらいは再犯者を減らしていかなければならない。その根拠は何か。実際には再犯者率が増えているにもかかわらず、それを減らすためにはどのような新規事業があるのか、どのように減っていく可能性があるから目標を20%以上減、459人以下としてるのかという点がよくわからないので、ゼ

ひ説明してほしい。

また、現状と課題として、具体的には帰住先がないことが挙げられており、そのために施設には年間100人が入所していて、そのうち何名かが再犯を犯すなど、いろいろな記載がある。

取組の内容には、「居場所の確保」と書いてあるが、これは、昨年まで行っていなかったことなのかというと、そうではなかったと思う。そうすると、今後は居場所の確保を前年度までに比べてどの程度拡充するのか、令和6年までにどのくらい確保数を増やすのかなど、そのためには予算が関わってくるためそう単純ではないが、そうした点がよくわからない。

それから、「入居を拒まない住宅の登録促進」のためには、いろいろなキャンペーン等、もしくは、それを説明する方の人件費の問題も必要になるが、そこはどうかという点である。

「民間と協働した一時的住居の確保」については、もちろん今まで全くやっていない訳ではないため、そうだとすると、どの程度増やすのかといった点についても、多分計算はできているのではないかと思うが、それが示されないと、年間15人以下で抑えていくことが果たして現実的なのかどうかよくわからない。

再犯に関してはゼロが一番望ましいので、減らしていくという目標を立てることは当然だとは思いますが、目標を掲げることは行政がよく行うことではあるが、実際に重要なのは、取組の効果検証の手法をあらかじめ策定しておくことであって、それを行っていないと目標が達成されなかったときに、後から都合のいい解釈をされかねないということがある。したがって、実際に取組を始める前に、取組の効果検証をどのように行うのか、つまり、具体的な施策を行った結果どのようにどのくらい影響があったのか、どのようにそうした効果を検証できる指標を設定するのかを考えておかなければいけないのではないのか。目標だけ立てておいて、後でうまくいかなかったら修正しようということはいくらでもできるが、それではいつまでたっても目標達成は非常に難しいと思うので、取組がいかに妥当であったかどうかという効果検証の手法の策定をしてほしい。

やはり再犯者率を減らさなければいけないので、具体的な取組の効果検証を含めた取組内容の充実や、再犯者率を減らすことができる理由もしくは上昇している理由について分析がない限りは、目標の達成も難しいことではないのか。現状はわかるが、数が増えているのに逆に減らすと言ってるのだから、取組をすることによる効果など、説明できる限りで構わないので、返答をお願いしたい。

◎柴田一宏委員長

再犯者率の数字や居場所の確保の関係、それと目標を立てた場合の効果検証の手法についても策定しておいたほうがいいのではないかというご意見だったが、事務局はいかがか。

○地域・家庭福祉課長

基本的にはこれまで各部局間で行っている事業を体系的に取りまとめた計画として

おり、新規事業としては、先ほど申し上げた３の「保健医療・福祉サービスの提供による支援」の（１）の「高齢者や障害のある人への支援」である。これは、秋田県地域生活定着支援センターにおいて、これまで矯正施設退所者を対象としていたものを、新たに起訴猶予や執行猶予の者にも対象者を拡大して支援を広げていくものである。特に福祉サービスや住居の関係など、必要な方を福祉につなげていくことで、再犯防止に取り組んでいきたいと考えている。

●森和彦委員

対象者の範囲を広げると言ったときには、範囲を広げる理由と、それに該当する対象者のおよその人数について説明が必要となる。例えば、この範囲の中の対象者が、さらに再犯の可能性として今までは再犯率はどうであって、計画に基づいた取組をしたら何人ぐらい減るだろうといった話ができると思う。もちろん、これは単なる試算のため、実際にそうなるとは限らないが、対象者の範囲を広げることによって再犯率が下がるだろうという、一つの予測はできる。対象者の範囲を広げることによって何人ぐらいが対象者になって、再犯率が下がるのかを、今でなくても構わないので、後で出しておく、いろいろな質問受けたときにも答えられるのではないかなと思う。よろしく願いたい。

○地域・家庭福祉課長

ご指摘のとおり、現計画の中では、具体的な取組ごとに何人まで減らすといった指標がないため、確かにここの部分の取組では、目標とする人数を用いた具体的な効果検証ができない訳であるが、ご指摘のあったところを各事業ごとに取り組み、点検を進めていきたいと思う。また、目標の振り返りはすることにしているが、決して都合のいいようにということではなく、的確に事業を進めていきたいと思っている。

また、指標の目標はどうして２０％以上かというご意見があったが、実は、国の計画における指標が刑務所等に再入所する者の割合を２０％以上減少させることとしていることから、県の計画の指標も犯罪をした者のうち再犯者の割合を２０％以上減少させると考えた。なお、検討した際に、犯罪をした者のうち、初犯の人数が増加したら相対的に再犯者の占める比率は下がるのではないかなということ、県では初犯者の数に左右される比率ではなく、再犯者の人数を２０％減らすという指標としている。

それから、ご指摘があったところで、特に取組の「住居の確保」について、県営住宅、公営住宅等において、犯罪をした者という理由だけで入居が断られることのない、一般の人と同様の公平な入居申請の機会を与えるという取組の他に、民間において、特定の配慮者、犯罪をした者だけに限らないが、こうした方の入居を拒まないセーフティ住宅という取組を広げているところである。今年度から来年度にかけて県のモデル事業として行っているが、横手で取組が出てきていて、そうした取組が全県的に広がっていけば、新たに住居を希望する方の受入れの広がりが出てくるのではないかなと思っており、そうした取組も進めていきたいと考えている。

全体的に厳しいご指摘があったと思うが、再犯防止のために協議会を作っており、そこには関係する県の担当部局が参加しているので、再犯防止について意識を高める

ためにも、例えば各部署の取組を盛り込むようなことも含めて、計画の策定を進めていきたいと考えている。

●時田博委員

この資料は初めて見たが、再犯率が大体50%近くで、そのうち高齢者の比率が非常に高い。再犯する方は、例えば年齢層や状況等もそれぞれ様々なので、おそらく対応の仕方もそれぞれ違うと思うが、例えば一番多い高齢者の場合だと、働く場所がない、働くことができないという方もいるのではないかな。資料の就労の支援に書かれているが、農林業や建設業など比較的資格等が関係ない分野もけっこうあるような気がする。例えば建設であれば経営事項審査の項目の中に取り込んでいたり、農業の分野で就労する方を増やしていたりするなど、ぜひ職場の確保に力を入れて、就業の機会を少しでも、特に高齢者の方に与えることに取り組んでもらえるとよいのではないかな。一気に減らすことはなかなか難しいと思うが、そういう方が一人でも増えていけば再犯防止につながるのではないかなという気がする。検討願いたい。

○地域・家庭福祉課長

高齢者の方に関しては、就労の分野はなかなか厳しいところもあるかもしれないが、健康状態などを見て、本人に希望があるのであれば、そうした取組を進めていければと思う。協議会には農林担当者もいるため、ご意見があったことを伝えて、つなげていきたいと思う。

(2) 第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画について

◎柴田一宏委員長

「養育費不払い対策の検討」と挙げているが、弁護士をしていると、養育費の決定が出て払わない方がかなりの割合を占めていると感じている。県としてサポートしていくことは検討しているのか。

○地域・家庭福祉課長

養育費については、県議会においても度々質問があり、養育費を負担する取り決めが不十分だったり、取り決めがあっても支払いがなかったりすることがあるため、そういったことに対して県として何らかのサポートができるのではないかなと考えている。新聞等の報道にも出ているように、明石市では、養育費を立て替えてそれを回収する取組が進められている。そうした取組や、養育費の取り決めをするときの公正証書等の作成や家庭裁判所に対する申立ての費用の助成など、先進的に行われている取組が全国的にあるため、そうした取組ができないか、また、実際にひとり親家庭の方からどのような取組がいいのかを今後話を聴きながら、検討していきたい。

◎柴田一宏委員長

全国のいろいろな最先端のところも調査して、推進してもらえればと思う。

●佐川喜一委員

支援を必要とする家庭に適切に支援していこうという、この計画はすばらしいものだと思う。

勉強不足で教えてほしいところが1点ある。ひとり親家庭の定義についてだが、戸籍上でなく、妻あるいは夫が自らの意思でいなくなっている、もしくは病気等で現状として共同で養育していない場合も、このひとり親世帯数に入っているのか。また、シングルマザー・ファザー、離婚調停中などはどうか。戸籍上のひとり親確定者のみの支援になっているのかという点について教えてほしい。

○地域・家庭福祉課長

離婚調停中など、戸籍上離婚していない人については計画策定のためのアンケート調査の対象にはしていない。ただ、各種給付の関係では、実質ひとり親状態だとして支給する場合もあるため、そういった施策とあわせて対応していくこととしている。

それから、未婚の児童扶養手当受給者に対して臨時・特別給付金が支給されているので、そうした方に対しても、計画の中で救える場合には対象にしていきたいと思う。

養育費の関係は、離婚前の方の相談等にも応じているため、状況に応じてそうした方に対して対応していきたいと考えている。

(3) 第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について

◎柴田一宏委員長

ご質問やお気づきの点があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

(4) 秋田県社会的養育推進計画について

●五十嵐知規委員

これは対象となる子どもをしっかり把握する、捕捉するということが大事だと思う。幼稚園や保育所、学校、あるいは病院でそういう疑わしい子どもを見つけることがよくあるのではないかと思うが、幼稚園、保育所、学校、病院との情報共有や連携の現状と今後の取組の方針などはどうなっているのか。

○地域・家庭福祉課長

連携については、まずは、児童虐待の話からすると、学校、病院等で、気になる子どもがいれば、児童相談所や市町村の担当部局に通報等をしていただき、それが第一の発見となる。そのあと、児童相談所で、学校や、医療にかかっている場合には病院等にも連絡して、そうした関わりの中で対応していく形になる。

社会的養育で、虐待以外の関係で支援が必要であるという子どもについては、児童相談所や福祉事務所単位ではなかなか発見できないところもあるため、学校で気になる子どもがいれば虐待でなくても相談していただいたり、あるいは地域の民生委員等

からの市町村への相談といった中で、社会的養護が必要、生活が大変そうだということであれば、福祉につなげていくようにしている。それから、各市町村において、要保護児童対策地域協議会有り、その中に学校や病院の関係者、民生委員等、関係機関が参加していて、対応を協議していくという状況になっている。

●五十嵐知規委員

私は病院に勤務しているが、例えば小児科など、定期受診していた子どもが通わなくなるといったことで、実はこの家庭は貧困で、親もいろいろ問題があるのではないかということがひとり親家庭ということから推し測ることができる訳だが、病院の救急外来、救急医、小児科医などを中心としてそうした連携を今まで以上に構築してもらえればと思っている。

6 その他

◎柴田一宏委員長

次に、次第の6のその他に入りたいと思うが、今日審議していただいた事項に関連すること、あるいはそれ以外でも普段から何かお考えになっていることがあれば、ご発言をお願いしたい。

(特になし)

7 閉会